

環境省



背景・目的

自然災害の激甚化や記録的な酷暑など気候変動の影響が懸念されるとともに、様々な地域の課題が顕在化している。環境省が進める地域資源の活用による脱炭素型地域づくりは、こうした課題にも対応するものであり、今後一層取組を強化していく必要がある。また、従来の再生エネに加え、2019年以降順次買取期間が終了する住宅用太陽光発電の再生エネも今後地域資源としての活用が期待される。

このため、各地で自治体や企業、さらには住民が一体となって、地域循環型の取組を底上げし、推進していくための効果的な支援策を強化する。

これにより、第五次環境基本計画に謳われた地域資源を持続可能な形で最大限活用する「地域循環共生圏」を念頭に置いた、野心的な脱炭素社会の実現を目指す。

事業概要

① 地域資源を活用した環境社会調和型の再生エネ事業・買取期間終了後の再生エネ活用事業の実現可能性調査支援

地方公共団体と地元企業等が連携し、再生エネを拡大する事業やFIT買取期間終了後の再生エネ由来電力を活用する事業について実現可能性の調査を支援。

② 地域の循環資源を活用した資源生産性の向上に係る事業の実現可能性調査支援

地方公共団体が地域の循環資源を活用して実施する、①地域の資源生産性向上、②低炭素化の推進、③地域経済の活性化の3つを同時達成する事業について実現可能性の調査を支援。

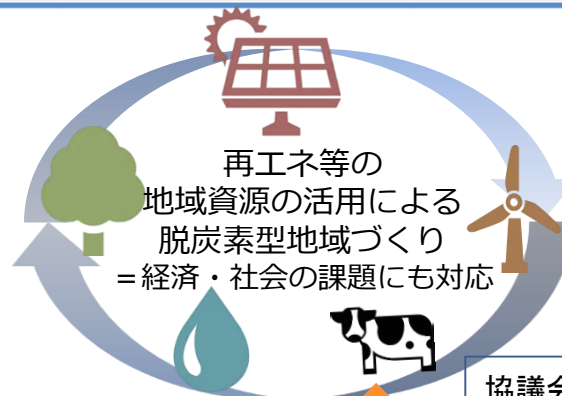
③ 住民参加型協議会の運営及び情報発信支援

地域資源である再生エネや余剰電力を地域内で製造・供給・利用する取組は企業だけでなく消費者である住民の理解と後押しが必要。こうした低炭素な地域づくりの仕組みを作り上げるため、地方公共団体が中心となり地域関係者と合意形成等を行うための取組や、必要な情報や知見を周知する取組を支援。

④ 取組の評価・検証及び全国展開のための広報活動

①～③の取組について評価・検証を行うとともに、優良な事例を全国展開するための広報活動等を実施。

事業目的・概要



再生エネ拡大・買取期間終了後の再生エネ由来電力の活用／資源生産性向上に係る事業の実現可能性調査

地方公共団体

協議会・情報発信を通じた地域の合意形成・理解醸成

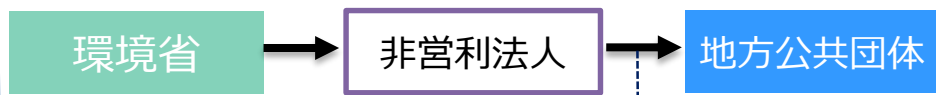
取組の評価・全国展開

国

イメージ

事業スキーム

事業実施期間：2019～2023年度



<①～③ 間接補助事業／補助対象者：地方公共団体>
①・② 補助率：定額(上限1,000万円)
③ 補助率：定額(上限300万円)

<④ 委託事業／委託対象者：民間事業者等>

期待される効果

- ✓ 再生エネの拡大・買取期間終了後の再生エネ由来電力の活用及び資源利用効率の最大化など、地域資源を活かした脱炭素型地域づくりに係る事業の事例を形成。
- ✓ 各地域で地域循環共生圏の創造に向けた取組を横展開。



公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業のうち 低炭素化に向けたLRT・BRT導入利用促進事業(国土交通省連携事業)

背景・目的

低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、マイカーからCO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進する。

事業概要

省CO2を目標に掲げた公共交通に関する計画に基づく取組の経費について支援

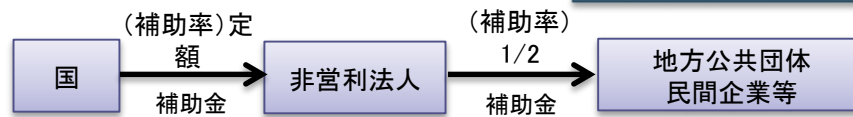
期待される効果

- マイカーから公共交通へのシフトによる自動車の使用抑制及び渋滞緩和によるCO2排出削減
- 地域における公共交通へのシフトの取組をモデル事業として全国に周知することで同種の取組を拡大



富山県高岡市 撮影:(公財)とやま環境財団

事業スキーム



【補助対象者】
地方公共団体、民間企業等

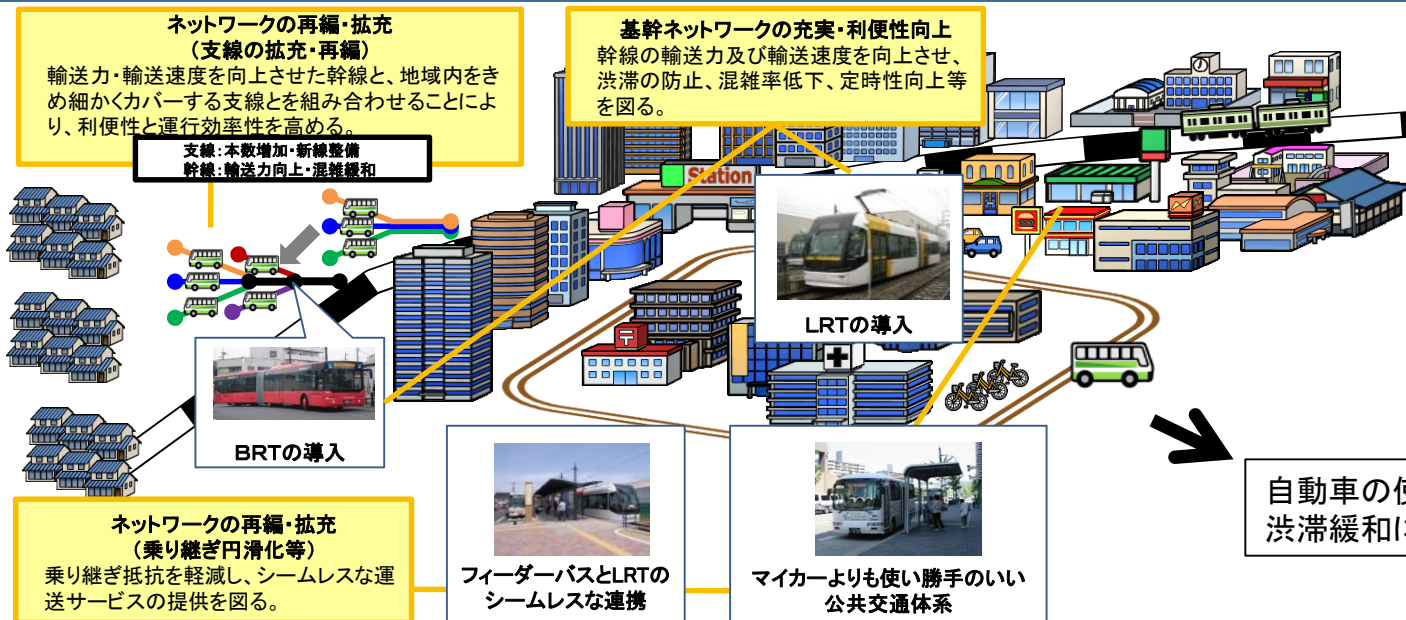
【補助割合】1/2

【実施期間】2018年度～2021年度

【補助の対象となる取組】

- バス高速輸送システム(BRT)・次世代型路面電車システム(LRT)を中心とした公共交通利用転換事業
- 1. 基幹ネットワークの充実・利便性向上(BRT・LRTの導入等)
- 2. ネットワークの再編・拡充(支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等)

事業目的・概要等



イメージ



地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業

－公共施設のCO2排出削減に向けて－

2019年度予算額
5,200百万円 (3,270百万円)

大臣官房
環境計画課

背景・目的

- 気候変動の脅威に対する世界全体の取組として、パリ協定の下、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）に基づき、国内の温室効果ガスの大幅な排出削減が喫緊の課題とされている。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「**地方公共団体実行計画事務事業編**」（以下「**事務事業編**」という。）を策定し、PDCA体制を通じて**公共施設等からの温室効果ガス排出の削減**に努めるとされている。
- 国は、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組の大胆な強化・拡充、また、CO2排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促し、国が定めた2030年度に2013年度比温室効果ガス26%減、とりわけ地方公共団体を含めた「業務その他部門」で約40%減の目標に向けて本事業を推進する。

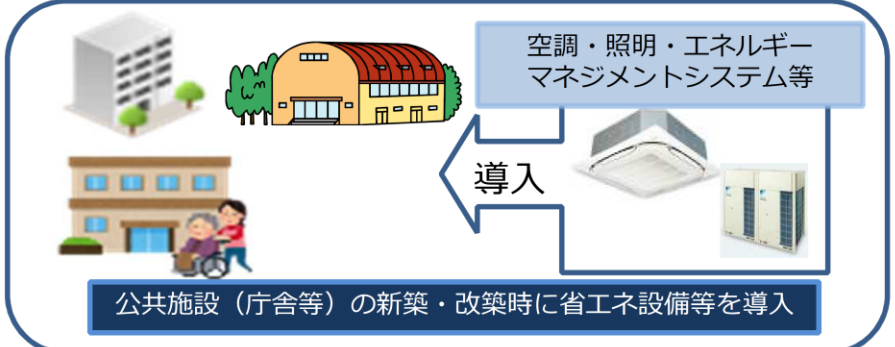
事業概要

○事務事業編に基づく**省エネ設備等導入支援事業**

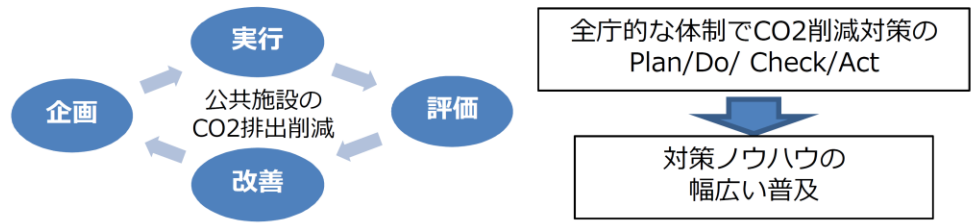
事務事業編及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行うおとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

事務事業編の強化・拡充

- ・ 首長をトップとした取組実行体制の整備
- ・ 省エネ診断等による計画的な設備導入の促進 等



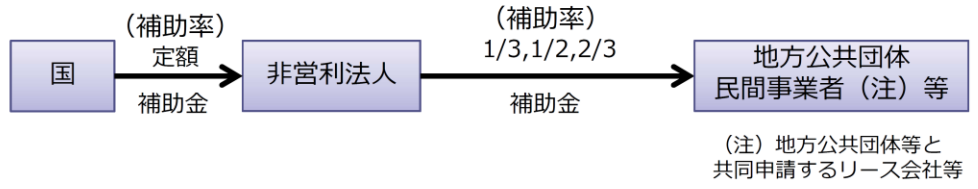
カーボン・マネジメントのイメージ



※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度（2020年度）



補助対象：地方公共団体等

補助割合：都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等)：1/3、地方公共団体の組合：1/2、その他市区町村：財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3
事業期間：公募時に原則2年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。



再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業

(一部経済産業省・農林水産省連携事業)

2019年度予算額
5,000百万円 (5,400百万円)

大臣官房環境計画課
ほか

背景・目的

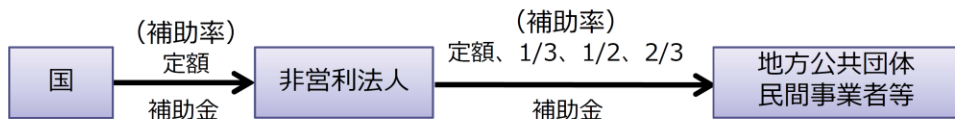
2016年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度(2020年度)(最大5年間)



事業概要

地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地等への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

期待される効果

再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー電気・熱の将来的な自立的普及を図る。

また、営農地における地域の実情に応じた、再生可能エネルギーの普及拡大を図るための方策が確立され、段階的なCO₂削減を図ることが可能となる。

さらに、地域特性に応じた蓄エネ等技術の導入方策が確立され、段階的CO₂削減が可能となる。

事業イメージ (木質バイオマスの例)

設備補助対象は、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する設備と付帯設備

燃料供給者



需要家



供給側の対策

- ◆長期的な見通しに立ち、年間を通じた安定した燃料需要を有する需要家を地域内で確保し、維持する

供給側の対策

- ◆チップ供給業者の条件とボイラー側の条件を合致させる
- ◆最新のチップ規格に適合したチップの供給体制の確立を促す
- ◆地域内でのチップ等の安定的な需要を確保し、小口供給を可能とする

ボイラーの対策

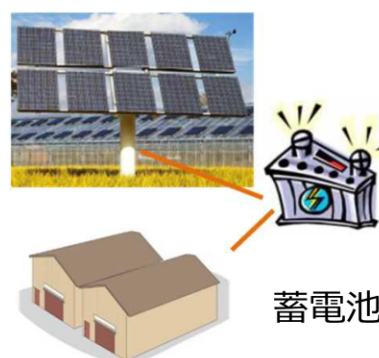
- ◆ボイラーの出力規模等を集約化する
- ◆チップ規格に対応したボイラーの生産等を促す
- ◆設備コストの高止まりを是正するためボイラー等設備のコスト上限を設ける
- ◆灰の処理など維持管理の容易なシステムを導入する

需要側の対策

- ◆福祉施設の給湯など高い稼働率が見込める施設を対象
- ◆導入前に熱需要等の適切な把握と設計を行う
- ◆チップ等供給事業者を分散し、安定した燃料供給を確保する
- ◆初期コストの適正価格を共有するとともに複数施設での一括導入等によりコストを低減

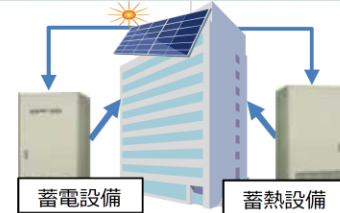
「持続可能かつ効率的な需給体制の構築」が課題の場合

(営農前提の導入例)

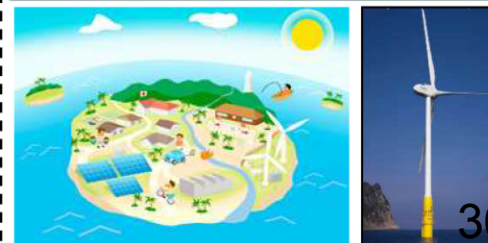


農地周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備(動力設備、冷蔵冷凍設備)等への供給

(蓄エネ等の例)



(離島・海洋再エネの例)



事業メニュー	事業概要	補助対象者	補助率
①再生可能エネルギー設備導入事業（経産省連携事業）	・再生可能エネルギー発電設備（※1）、熱利用設備（※2）の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	太陽光発電設備:1/3(上限あり) 太陽光発電以外の設備:1/3、1/2、2/3(設備ごとに異なる)
②再生可能エネルギー設備導入事業化計画策定事業	・再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備の導入に係る調査・計画策定を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	定額（上限1,000万円）
③温泉熱多段階利用推進調査事業	既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業	地方公共団体 非営利法人等	定額（上限2,000万円）
④離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入事業	・本土と送電線で系統連系されていないオフグリッド型の離島において、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備、蓄エネルギー設備、EMS、電気自動車充電設備、自営線等の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人 民間事業者等	2 / 3
⑤熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業	バイオマス等の既存再生可能エネルギー熱利用設備の余剰熱を有効利用し、地域に面的な熱供給を行う場合において、熱供給範囲の拡大に必要な導管等の設備の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	・政令指定都市以外の市町村（地方公共団体の組合を含む。特別区を除く）:2/3 ・上記以外の者:1/2
⑥再生可能エネルギー事業者支援事業費（経産省連携事業）	・民間事業者において、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備の導入を行う事業	民間事業者	太陽光発電設備:1/3(上限あり) 太陽光発電以外の設備:1/3、1/2、2/3(設備ごとに異なる)
⑦再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業（農水省連携事業）	・営農地等において、再生可能エネルギー発電設備等の導入を行う事業	地方公共団体 農業者 非営利法人 民間事業者等	1 / 2
⑧蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー自家消費推進事業	オフグリッド型の離島以外の地域において、蓄エネルギー設備、EMS、電気自動車充電設備の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人 民間事業者等	1 / 2

※1）【再生可能エネルギー発電設備】

太陽光(10kW以上)、風力(10kW(単機1kW)以上)、バイオマス(10kW以上、依存率60%以上)、水力(10kW(単機1kW)以上1,000kW以下)、地熱(温泉熱)、蓄電池

※2）【再生可能エネルギー熱利用設備】

太陽熱(10㎡以上)、地熱(温泉熱)、地中熱、バイオマス(依存率60%以上)、温度差(0.10GJ/h以上)、雪氷熱、バイオマス燃料製造(依存率60%以上)



地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

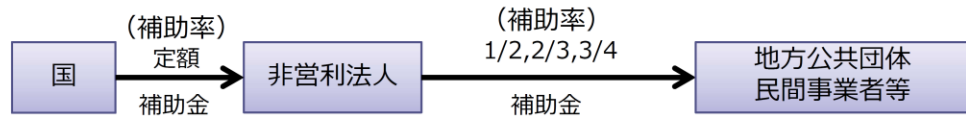
2019年度予算額 3,400百万円（新規）
平成30年度第2号補正予算額 21,000百万円

大臣官房環境計画課
地球環境局地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

背景・目的

- 近年の豪雨・台風、地震等を踏まえ、地域の避難施設等では、災害時のエネルギー供給の確保が喫緊の課題となっている。
- 第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）では、「地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、コジェネレーション、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入すること（中略）で、災害が生じた際にも必要なエネルギーを迅速に供給することができることから、国土強靱化と低炭素化、資源循環で統合的な取組を推進する。」とされているところ。
- 本年9月の北海道胆振東部地震では、体育館等の避難施設に予め設置された太陽光発電設備と蓄電池から電力が供給され、避難住民の生活支援、復旧に向けた早期の活動開始に寄与。
- このため、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する緊急対策を実施する。

事業スキーム

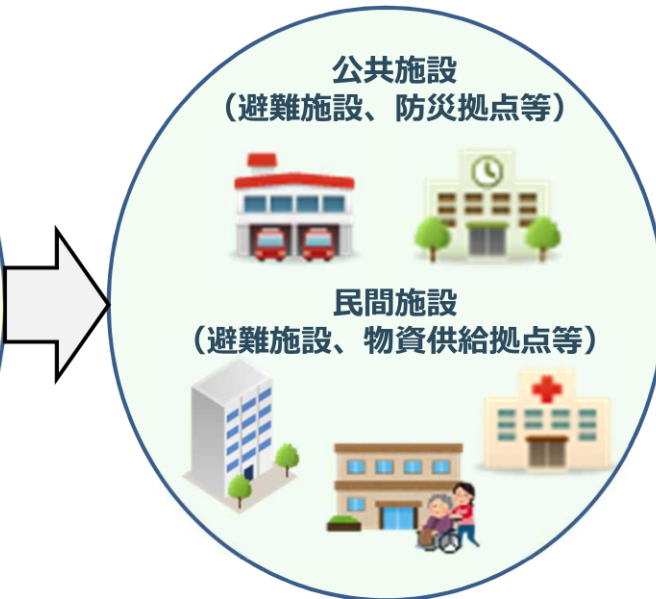
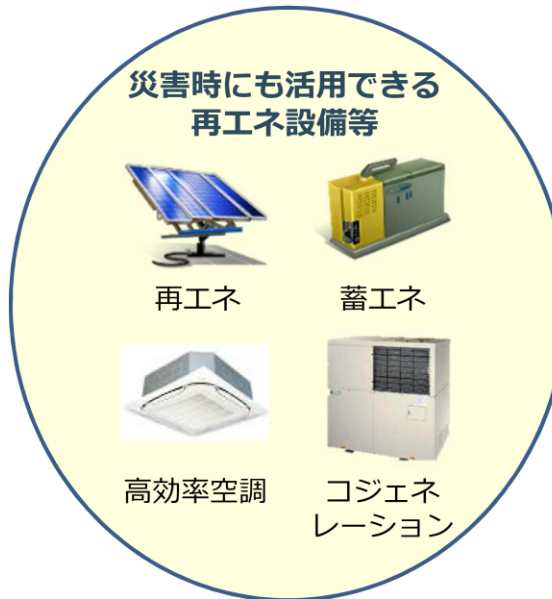


事業目的・概要等

事業概要

地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。

- ① 公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業
- ② 民間施設（避難施設、物資供給拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、蓄電池等を導入する事業



期待される効果

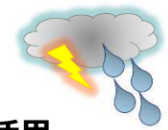


自立・分散型エネルギーとして活用し、災害時でも避難施設等で照明・空調等を利用可能に（防災）



平時の施設の運営に伴う温室効果ガス排出を抑制（CO2削減）

イメージ



国土交通省(総合政策局)

官民連携モデル形成支援

目的

人口20万人未満の地方公共団体における官民連携事業のモデルを形成するため、地域課題の確認から事業化に至るまで支援することにより、そのプロセスやスキームの幅広い展開を図ることを目的とします。

支援対象

以下のいずれかの官民連携事業（国土交通省所管事業を含むものに限る。）を調査・検討する人口20万人未満の地方公共団体を対象とします。

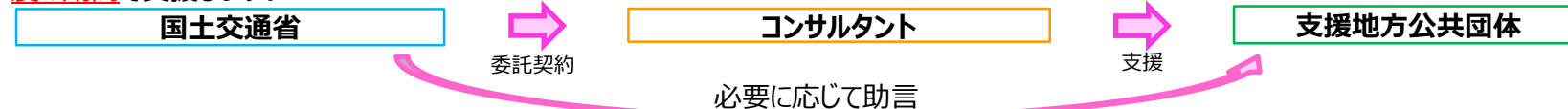
- ① 分野連携による官民連携事業
ex.道路・公園事業等の補修・修繕、維持管理業務等の包括的民間委託
- ② 広域連携による官民連携事業
ex.基礎自治体を跨いだ広域的な公共事業の包括的民間委託

○ 令和元年度 新規支援対象

- ③ 官民が連携して実施する公共施設等の集約・再編事業
- ④ インフラの老朽化対策としての官民連携事業
ex.公園、公営住宅、公共施設等の集約再編・更新に伴う官民連携による複合施設の整備

支援内容

上記①～④の事業を実施するに当たって必要となる調査・検討、関係資料の作成等について、国土交通省がコンサルタントを活用しつつ、2～3年程度の期間で支援します。



【支援内容例】

- ・各種データの整理
- ・先行事例の研究・整理及び助言
- ・有識者等の派遣
- ・対応策・スキームの検討
- ・マーケットサウンディングの支援
- ・基本方針、募集要項等の作成

○ 平成30年度支援団体

- 河内長野市（大阪府）
- 高砂市（兵庫県）

○ 令和元年度支援団体

- 柏崎市（新潟県）
【検討内容】市役所現庁舎跡地を活用した国・県・市・民間など異なる管理主体が所有する施設の集約・再編
- 周南市（山口県）
【検討内容】駐車場・公園等の分野横断的包括的民間委託の導入による駅周辺のエリアマネジメント

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2019（抄）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

（2）主要分野ごとの改革の取組

②社会資本整備

（新しい時代に対応したまちづくり）

（略）また、コンパクト・プラス・ネットワークを推進するため、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画の一体的策定等を促進する…（略）

まち・ひと・しごと創生基本方針2019（抄）

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（4）コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進

・地域交通について、地域の公共交通ネットワークの維持・活性化に向けた取組を促進するための計画・支援制度等について検討を行い、2019年度中に制度改正等に着手するなど、持続可能で地域最適な地域交通の実現に向けた取組を進める。

- 地域公共交通網形成計画については653団体が取組中であり、このうち515団体が作成・公表済（令和元年5月末現在）
- 立地適正化計画については468都市が取組中であり、このうち250都市が作成・公表済（令和元年5月1日現在）
- 154都市が両計画を作成・公表済（令和元年5月1日現在）

補助金要綱の改正

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱改正（平成31年4月）

第4編 地域公共交通調査等事業

第1章 地域公共交通調査事業

第1節 計画策定事業

（略）

（交付の対象等）

第107条 大臣は、第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画（次の各号に掲げる要件を満たす場合に限る。）の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

- 一 形成計画に、公共交通の利用者数、収支率その他の定量的な目標値を記載し、当該目標値と実績値を比較して当該計画の達成状況の評価を行うこと。
- 二 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、立地適正化計画の作成を検討すること。

2（略）

- 立地適正化計画を作成していない市町村に対して、立地適正化計画作成の検討を補助金交付の対象要件とする旨を記載。

都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会 中間とりまとめ概要

検討の背景・必要性

- 都市部と地方部では交通に係る現状や課題が大きく異なり、例えば都市部では混雑、地方部ではサービスの維持が課題である。
- 一方サービス面では、技術革新を受け、IoTやAIを活用したMaaS等の新たなモビリティサービスへの取組が活発になっている。
- MaaSは交通サービスの供給側と需要側の双方に変革をもたらし、人々のライフスタイルやまちづくりのあり方までも変え得る。
- 「あらゆる人々の豊かな暮らし」を目指して、「日本版MaaS」の実現に向けた早急な検討が必要である。

地域横断的な取組

MaaS相互、MaaS・交通事業者間のデータ連携の推進

- **連携データの範囲及びルールの整備**
 - オープン化すべきデータ(協調領域のデータ)とそれ以外のデータ(競争領域のデータ)の線引きを早急に国が提示
- **データ形式の標準化**
 - 交通事業者に対して、国の推奨データ形式によるデータ整備を奨励
- **API仕様の標準化・設定の必要性**
 - セキュリティや個人情報保護に留意しながら、交通事業者とMaaS事業者間のデータ共有用のAPI仕様を標準化
- **データプラットフォームの実現**
 - 入手可能なデータと利用条件が明示されるデータプラットフォームを実現
 - 交通事業者へのフィードバックの仕組みや他産業との連携機能も設計
- **災害時の情報提供等データの公益的利用**
 - 災害時にも利用者に運行情報が適時適切に提供されるよう設計

運賃・料金の柔軟化、キャッシュレス化

- **事前確定運賃について**
 - 利用者の予見可能性を高めるため、タクシーに事前確定運賃を早急に導入
- **サブスクリプション(定額制)について**
 - 利用者ニーズに沿ったきめ細やかなサービスの導入を奨励
- **ダイナミックプライシングについて**
 - 実証実験等を通じた社会受容性の確認から検討
- **現時点のMaaSに関する法制上の整理**
 - サービス形態は様々なものが想定されるため、旅行業法の適用の有無に留意
- **MaaSの展開を見据えた制度のあり方の検討**
 - MaaSの適正運用と事業者の負担低減のために法令を含む制度のあり方を検討
- **決済について**
 - キャッシュレス対応の決済システムや乗車時の確認手段に必要な投資への支援

まちづくり・インフラ整備との連携

- **都市・交通政策との整合化**
 - 立地適正化計画や地域公共交通網形成計画等、都市・交通政策との整合がとれたサービス設計
- **多様なモード間の交通結節点の整備(拠点形成)**
 - 乗り換え抵抗の低減など、シームレス化に必要な交通結節点の改善
 - 新たなモビリティサービス普及に対応可能な官民連携による交通拠点の整備
- **新型輸送サービスに対応した走行空間の整備(ネットワーク形成)**
 - 自動走行に対応した道路空間の基準等を整備
- **まちづくり計画への移動データの活用**
 - MaaS経由の移動データと様々な統計データを組み合わせることが可能な都市データプラットフォームを整備
 - まちづくりでのデータ活用方法を整理

新型輸送サービスの推進

- 実証実験に対する支援
- 自動運転による交通サービスの提供拡大に必要な施策の検討

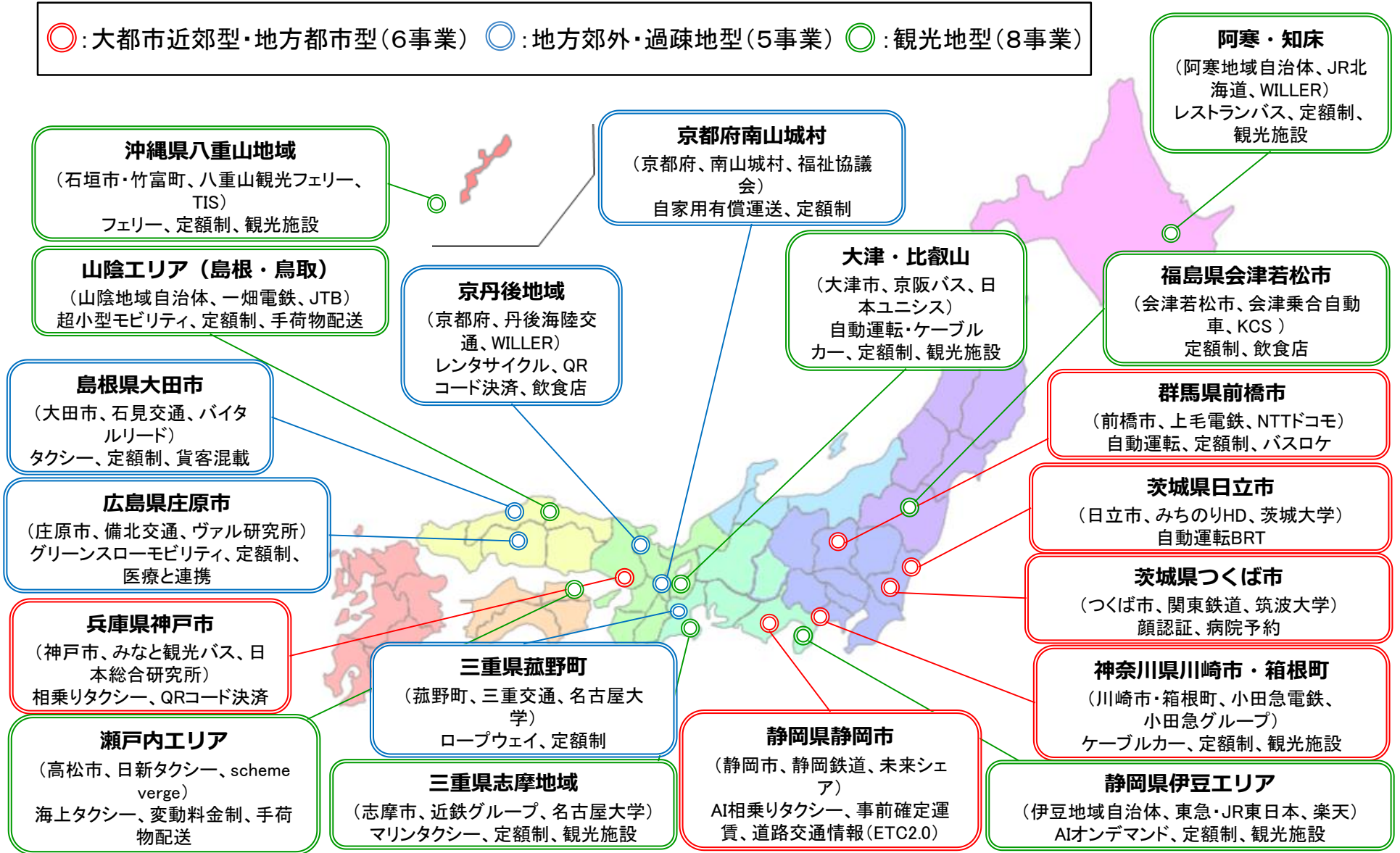
その他の取組の方向

- 競争政策の見直し
- 人材育成
- 国際協調

地域ごとに異なる課題に対応するため、「大都市型」「大都市近郊型」「地方都市型」「地方郊外・過疎地型」「観光地型」の5つの地域類型を設定し、新たなモビリティサービスの導入・社会実装に向けた今後の取組の方向性を整理

新モビリティサービス推進事業 先行モデル事業

○ : 大都市近郊型・地方都市型 (6事業)
 ○ : 地方郊外・過疎地型 (5事業)
 ○ : 観光地型 (8事業)



国土交通省(住宅局)

※下線部はR元予算による改正箇所

老朽マンション等の既存の建築ストックについて、耐震性の確保等に加え、バリアフリー化や省エネ改修等、現在の居住ニーズに合ったストックへの総合的な再生を支援する。

施行区域

- ・全国を対象
- ・敷地に接する道路中心線以内の面積が概ね300㎡以上

対象事業

次の①～②のいずれかに該当する改修を行う事業を対象

- ① 10名以上の区分所有者が存するストック事業であり、60歳以上の高齢者(同居する者がいない者又は同居する者が親族等である者)の居住する世帯の割合が5割以上のストックの改修であること
- ② 次のいずれの要件も満たし、かつ10人以上の区分所有者が存する住宅・建築物 ストックで行われる改修
 - ・官民連携の協議会が組織されていること
 - ・都市開発方針、その他まちづくり計画に位置付けられた地区

対象建物要件

- ・住宅各戸において、床面積50㎡以上、2部屋以上、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたもの
(ただし、上記対象事業①のものに限る。)
- ・地階を除く階数が原則3階以上
- ・耐火建築物又は準耐火建築物
- ・耐用年数の2分の1以上を経過していること

国費率

全体事業費の1/3以内(但し、地方公共団体が補助する額の1/2が上限)
⇒【最大： 地方2/3(うち 国1/3)、民間等(地元)1/3】

補助対象

下記①～⑥のいずれかの改修に伴う次の費用が対象

- ・調査設計計画の作成に要する費用
- ・共同施設整備費に要する費用

- ① バリアフリー改修
- ② 省エネ改修
- ③ 維持管理対策改修
- ④ 防災対策改修
- ⑤ 子育て支援対応改修

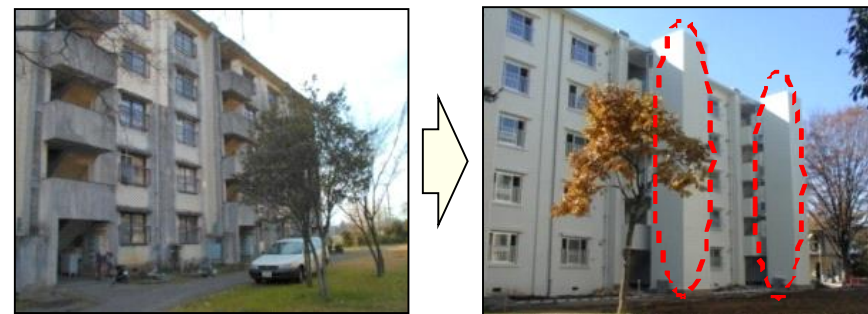
※:ただし、耐震や吹付アスベスト対策が未実施の場合は、該当する以下の改修の実施が必須

- ・耐震改修
- ・アスベスト改修

事業着手期限

左記対象事業のうち、①に該当するものについては、
2022年(令和4年)3月31日までに着手した事業

事業イメージ



バリアフリー改修として、エレベーターを設置

複数棟改修型優良建築物等整備事業

面的な既存ストックの質の向上を促進し、良好な市街地環境の整備を推進するため、優良建築物等整備事業に、複数の既存住宅・建築物ストックのリノベーションを行う取組に対する支援を行う「複数棟改修型」を追加する。

※交付金、個別補助金による支援を実施

補助要件

■建築物・地区の要件等

- ・複数の敷地等の合計が概ね1,000㎡以上の敷地で行われる老朽化した既存住宅・建築物の改修であること。
- ・地方公共団体において、10戸以上、土地・建物の所有権を有する者が10名以上、又は10棟以上の住宅・建築物ストックの改修について、対象区域、計画期間、改修内容等が記載された計画が作成されていること。

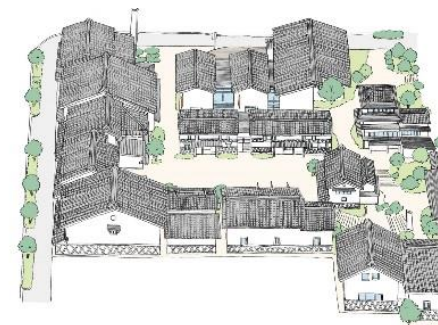
※補助金においては、官民連携の協議会が組織されており、まちづくり計画等に位置付けられた地区であること。

■主な事業要件

次のいずれかに該当すること

- ① 建築協定等に基づき一定の制限を受けるものであること。
- ② 日常的に開放された敷地(建築物を含む。)内の公共的通路又は公開空地を整備するものであること。

○一定のエリアにおいて、意匠、形態等に制限を受けて実施する改修イメージ



補助対象

以下の1、2に要する調査設計費、除却費、改修工事費

1. 市街地環境の整備に要する費用

- ① 建築協定等に基づく一定の制限を受けて実施する改修
- ② 日常的に開放された敷地(建築物を含む。)内の公共的通路又は公開空地の整備

2. 耐震改修、アスベスト改修、バリアフリー改修、省エネ改修、防災対策改修



改修前

改修後

施行者

地方公共団体、民間事業者 等

補助率・期限

■補助率 全体事業費の1/3以内(事業主体に対する地方公共団体の支援額の1/2が上限)
ただし、市街地環境の整備に要する費用及び除却費の合計した額が、バリアフリー改修費、省エネ改修費、防災対策改修費の合計した額以上であることとする。

対象地域

全国

■着手期限 補助金については2024年(令和6年)3月31日

空き家対策総合支援事業

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置

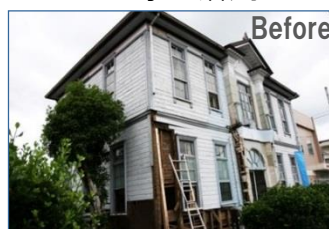
補助対象市区町村

- ①空家対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」を策定している
- ②空家対策特別措置法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある など

〈事業活用イメージ〉

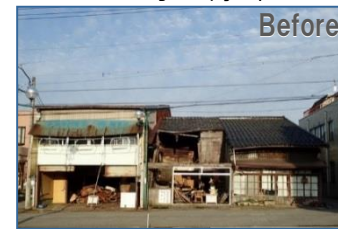
市区町村による「空家等対策計画」に基づく事業を支援

空き家の活用



空き家を地域活性化のため、地域交流施設に活用

空き家の除却



居住環境の整備改善のため空き家を除却し、防災空地として整備

補助対象事業

【上記計画に基づく事業】

- ・空き家の活用
(例: 空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・空き家の除却
(例: ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・関連する事業
(例: 周辺建物の外観整備) など

事業主体・補助率

	活用	除却
地方公共団体	1/2	2/5
民間事業者等 (地方公共団体補助の1/2以内)	1/3	2/5

法定の「協議会」など民間事業者等と連携

R元拡充事項

1. 事業年度の合計国費額について原則1,000万円以上としている要件を廃止する。
2. 全部又は一部が豪雪地帯又は特別豪雪地帯となっている市町村においては、豪雪により被害が生じた又は見込まれる空家住宅等の除却について、その除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供されることとしている要件を廃止する。

国土交通省(都市局)

「都市計画基本問題小委員会」について

趣旨

- 都市計画基本問題小委員会（委員長：中井 検裕 東京工業大学環境・社会理工学院教授）は、今日の都市計画基本問題について、社会経済情勢の変化により顕在化したもの、従来から構造的に生じているものを洗い出し、その解決に向けて講ずべき施策の方向性を幅広く検討するため、平成29年2月に設置。
- 「都市のスポンジ化」を取り上げ、平成29年8月に中間とりまとめを実施。中間とりまとめを踏まえた改正都市再生特別措置法等を平成30年7月に施行。
- 新たに以下のテーマの審議を行うため、平成31年2月に本小委員会を再開し、7月中に中間とりまとめ予定。

審議テーマ・中間とりまとめ骨子（案）

〈審議テーマ〉

【コンパクトシティ政策】

立地適正化計画制度創設5年を契機に、運用実態等を踏まえ、コンパクトシティ政策の今後の在り方を検討。

- ① 市街地の拡散の抑制
- ② 居住誘導区域等における居住環境の向上
- ③ いわゆる非集約エリア（市街化区域内の居住誘導区域外等）の将来像と土地利用のあり方

【都市居住の安全確保】

昨年7月の西日本豪雨を踏まえ、災害リスクを勘案した安全な都市形成の在り方を検討。

- ① ハザードエリアへの新たな立地の抑制
- ② ハザードエリア内からエリア外への移転等の誘導

〈中間とりまとめ骨子（案）の例〉 ※第14回小委員会（6/11）で提示

（立地適正化計画）

- データ分析等と将来像に基づいた適切な計画作成の促進
- 居住誘導区域設定の適正化
- コンパクトシティの説明の強化
- 立地適正化計画と他の計画・施策との連携等
- 立地適正化計画における広域連携の推進
- 居住誘導区域の魅力向上
- いわゆる非集約エリア（市街化区域内の居住誘導区域外）の将来像

（市街地拡散の抑制）

- 11号条例の運用適正化 など

- 市町村による災害リスクと共存した安全な都市居住に向けた方針・方策の提示
- 居住誘導区域設定の際の災害の種類・特性に応じたリスク評価の推進、土砂災害特別警戒区域等の除外の徹底
- 住民への災害リスク等の情報提供などのリスクコミュニケーションの推進
- 居住誘導区域外のハザードエリアから居住誘導区域内への自主的な移転の促進や移転跡地の管理・利用の促進

など

都市計画基本問題小委員会 開催状況

【第9回】 2/20(水) 18:00~19:30

- 第8回以降、事務局において検討した課題について
- コンパクトシティ政策について
- 都市居住の安全確保について
- 審議スケジュール等について

【第10回】 3/13(水) 10:00~12:00

- <コンパクトシティ政策について①>
- 立地適正化計画のバージョンアップ
 - ・立地適正化計画の作成方針
- 立地適正化計画の効果・必要性に関する説明力、働きかけ強化
 - ・説明力強化
 - ・地方自治体(首長・職員)や住民への働きかけ強化

【第11回】 3/29(金) 10:00~12:00

- <コンパクトシティ政策について②>
- 立地適正化計画のバージョンアップ
 - ・居住誘導区域内におけるインセンティブ措置等
 - ・いわゆる非集約エリアの将来像とその実現のための方策
- 市街地拡散の抑制

【第12回】 4/16(火) 13:00~15:00

- <都市居住の安全確保について①>
- ハザードエリアへの新たな立地の抑制
- ハザードエリア内からエリア外への誘導
 - ※有識者よりヒアリング
 - ・日本大学理工学部土木工学科教授 大沢 昌玄 氏
 - ・東京大学生産技術研究所教授・社会科学研究所特任教授 加藤 孝明 氏

【第13回】 5/23(木) 10:00~12:00

- <都市居住の安全確保について②>

【第14回】 6/11(火) 13:00~15:00

- <論点整理、対策の方向性について>

【第15回】 6/28(金) 13:00~15:00

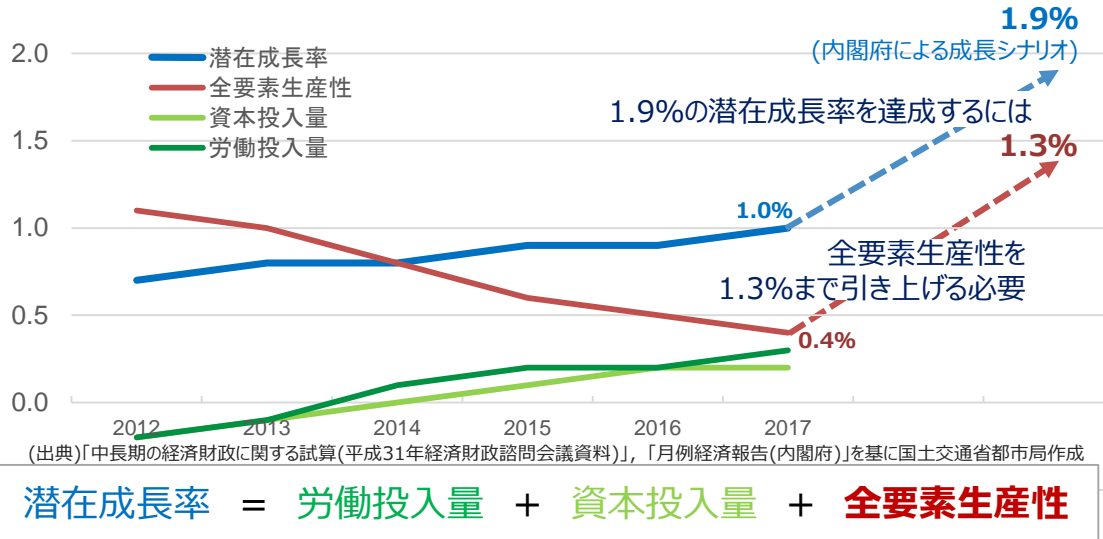
- <中間とりまとめ案について>

委員一覧

委員長

中井 検裕	東京工業大学環境・社会理工学院教授	清水 千弘	日本大学スポーツ科学部教授・東京大学空間情報科学研究センター特任教授
饗庭 伸	首都大学東京教授	瀬田 史彦	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授
秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究科准教授	谷口 守	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
阿部 真一	日本商工会議所まちづくり・農林水産資源活用専門委員会副委員長	辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
井伊 重之	産経新聞論説委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授
飯尾 潤	政策研究大学院大学教授	野澤 千絵	東洋大学理工学部建築学科教授
大橋 洋一	学習院大学法科大学院教授	増田 亨	鶴岡市建設部長
角松 生史	神戸大学大学院法学研究科教授	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科教授
川島 純一	株式会社リビタ代表取締役社長	横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授
小池 政則	横浜市技監(兼)都市整備局長		

- 人口減少社会において経済成長を持続するには、生産年齢人口の減少を上回る生産性向上が必要。
- 一方、働き手や企業構成など社会経済には「多様性」の兆候がみられ、これら多様性の集積・交流を通じた「イノベーション」の創出を「生産性向上」につなげられれば、一定の経済成長は可能。
- その際、「偶然の出会い」や「リアルな繋がり」をはじめ、都市空間にはどのような機能が必要か。また、そのためにはどのような取組が必要か。



社会経済における「多様性」の例

働き手の多様化:

女性就労率 **約50%**(2017)
高齢者就労率 **約45%**(2017)
(65~69歳)

企業構成の多様化:

国内VC*等によるベンチャー企業投資額
5年で**2.7倍**(2012→17)
*ベンチャーキャピタル企業

働き方の多様化:

都内のコワーキング・スペース
累計6万㎡以上(2018)
フリーランスによる経済規模
20.1兆円(2018)

消費の多様化:

訪日外国人旅行者による消費額
4.5兆円(2018)

「多様性」と「イノベーション」を通じた付加価値創出により、生産性の向上につなげられないか。そのために都市が果たす役割は何か。

“偶然の出会い”を生む「都市空間」

(カフェ、ストリート、広場、公園、水辺等)

+

“リアルな繋がり”を育む

「コミュニティ」×「場 (プレイス)」

(コミュニティマネジャー、インキュベーション・コワーキングスペース等)

まち・エリア全体の価値を高める

「オペレーティングシステム」

(エリアマネジメント、リノベーションまちづくり等)

【コア委員】

座長：浅見泰司 東京大学大学院工学系研究科 教授
座長代理：馬場正尊 東北芸術工科大学デザイン工学部
建築・環境デザイン学科 教授
委員：秋田典子 千葉大学大学院園芸学研究科 准教授
：姥浦道生 東北大学大学院工学研究科 准教授
：金森 亮 名古屋大学
未来社会創造機構 特任准教授
：三浦詩乃 横浜国立大学大学院
都市イノベーション研究院 助教

【オブザーバー】

東京都都市整備局技監 上野雄一
大阪市都市計画局長 角田悟史
名古屋市住宅都市局長 光安達也
(一社)日本経済団体連合会産業政策本部長 上田正尚
(一社)不動産協会 副理事長専務理事 内田要
(独)都市再生機構 都市再生部事業企画室長 中山靖史

【関係省庁】

内閣府地方創生推進事務局
国土交通省総合政策局公共交通政策部
土地・建設産業局
住宅局
鉄道局

【事務局】

国土交通省都市局

第1回(2月19日)：総論

第2回(3月5日)

〈主なテーマ〉都市の競争力・特性×まち

梅澤高明 A Tカーニー 日本法人会長
島原万丈 株式会社LIFULL LIFULL HOME'S総研所長
七尾克久 三井不動産株式会社 日本橋街づくり推進部長

第3回(3月12日)

〈主なテーマ〉女性や高齢者等の活躍×まち

市川宏雄 一般財団法人森記念財団 都市戦略研究所 業務理事
岡本純子 株式会社グローコム 代表取締役社長
田中元子 株式会社グランドレベル 代表取締役
東浦亮典 東京急行電鉄株式会社 執行役員 都市創造本部運営事業部長

第4回(4月12日)

〈主なテーマ〉スタートアップ×まち

入山章栄 早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授
重松真理子 三菱地所株式会社 開発推進部都市計画室長
的野浩一 福岡市住宅都市局 イノベーション課長

第5回(4月19日)

〈主なテーマ〉まちをシェア×まち

石澤正芳 株式会社Mellow 代表取締役
三輪律江 横浜市立大学国際総合科学部都市学系 准教授
小泉秀樹 東京大学まちづくり研究室 教授

第6回(5月9日)

「中間論点整理(骨子)」(たたき台)の議論

第7回(5月30日)

〈主なテーマ〉地方都市に係るヒアリング、

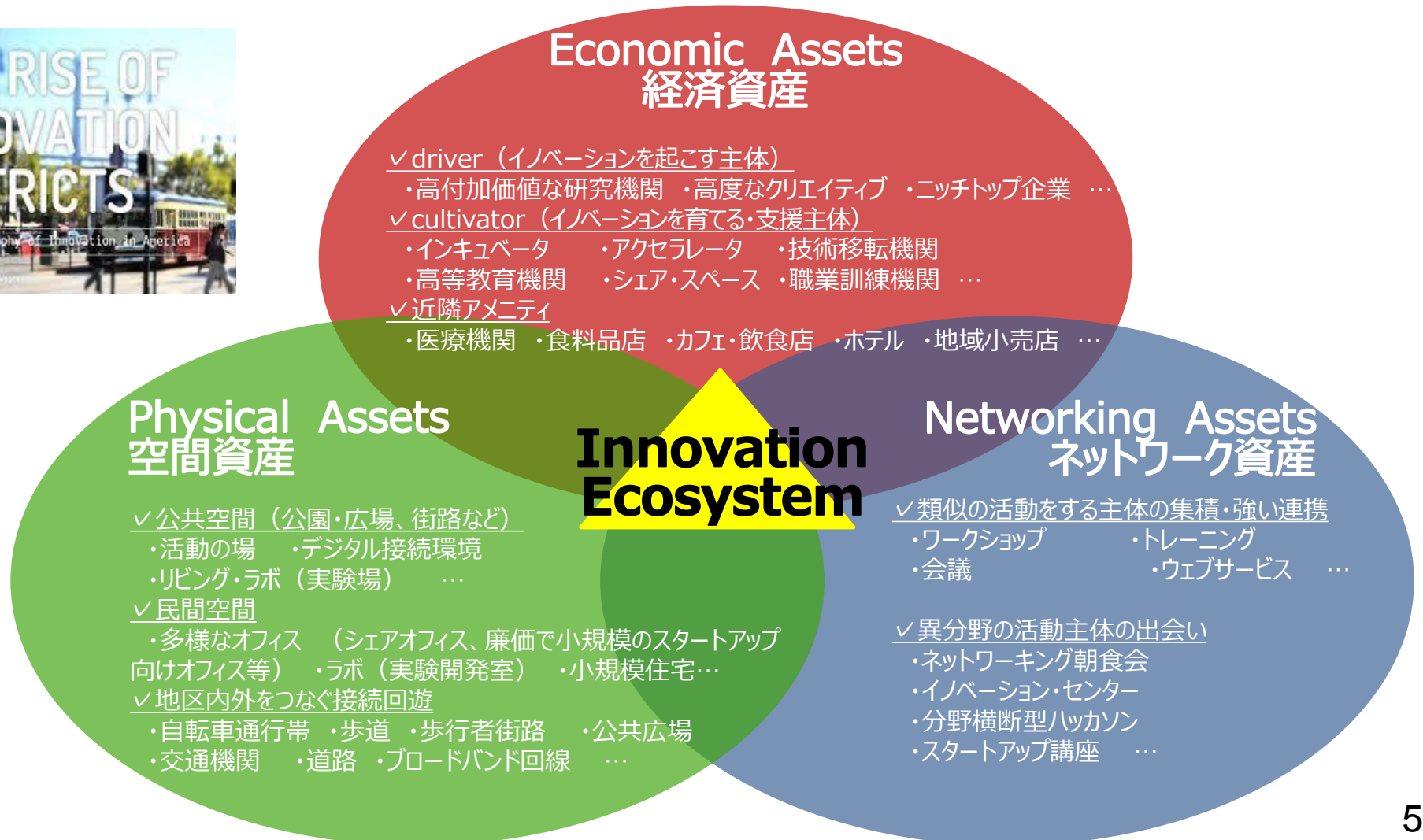
「中間論点整理(骨子)」(たたき台)の議論

鶴殿 裕 日本商工会議所 地域振興部主席調査役
中山靖史 独立行政法人都市再生機構 都市再生部事業企画室長

第8回(6月10日)：「中間とりまとめ」(案)の議論

夏頃 中間とりまとめ予定

米国・ブルッキングス研究所のレポート（2014“イノベーション地区の勃興”）によれば、イノベーションを生み出すエリア「Innovation Districts」には、「経済資産」、「ネットワーク資産」、「空間資産」の3つの要素が必要とされる。



N YのN P O法人のツール「Power of 10+」によれば、都市が新しい住民、ビジネス及び投資を引きつけるには、どのような規模の都市も、

- ・最低10箇所、人々が居たいと思う目的地（広場、大通り、ウォーターフロント、公園、美術館等）を有する必要があり、

- ・各目的地に、10か所以上の場所（座る場所、遊ぶ場所、絵を描く場所、音楽を聴く場所、食べる場所、歴史を感じる場所、人に会う場所等）があることが必要とされている。

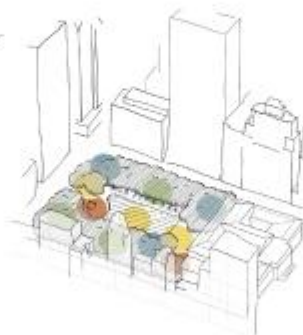
POWER OF 10+

HOW CITIES TRANSFORM THROUGH PLACEMAKING



City/Region

10+ MAJOR DESTINATIONS



Destination

10+ PLACES IN EACH



Place

10+ THINGS TO DO,
LAYERED TO CREATE SYNERGY



豪・メルボルンの広場：

一つのスペースを誰一人として同じ使い方をしない。

- まちなかの歩行者空間の創出や都市空間の官民ボーダレス化の推進等により、まちなかに、ひとが集まる動機と居心地の良さがあり、歩きたくなるひと中心の空間を創出。

※ 都市空間の官民ボーダレス化：公共空間の民間利用、民有空間の公的機能発揮

→ 多様な主体の交流によるイノベーションの創出や地域消費の活性化を図る



公園を芝生や民間カフェ設置で再生、近接する大通りでは定期的にマルシェ等を開催（東京都豊島区）



駅前の歩行者空間、緑地の創出(姫路市)

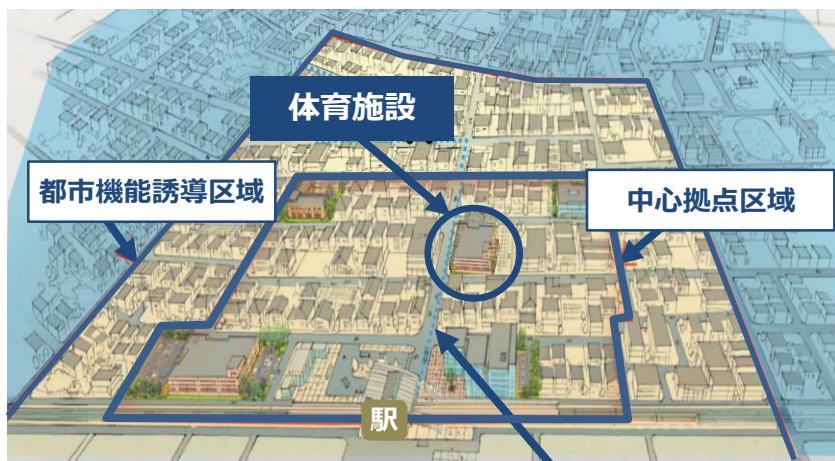
○まちの中心部に整備する「体育施設」を核とした賑わいづくりや、健康まちづくりを支援するため、都市再構築戦略事業等の中心拠点誘導施設に体育施設を追加※し、周辺の賑わいを創出するための施設整備を本事業の対象として重点的に支援。

※体育施設本体の整備に要する費用については、都市再構築戦略事業の支援対象外

■ 拡充内容

都市再構築戦略事業等の中心拠点誘導施設に「体育施設」を追加※

※社会教育法第5条第4号に規定する社会教育施設のうち、社会教育調査規則第3条第13号に規定する体育館、水泳プール、運動場等の体育施設



- 都市機能誘導区域
都市のコンパクト化を図るため、医療、福祉、教育文化等の都市機能を誘導する区域
- 中心拠点区域
都市機能誘導区域内で、駅周辺等のまちの拠点となる区域
- 中心拠点誘導施設
中心拠点区域内に立地を誘導すべき施設

<参考：施設整備に対する支援制度の国費率>

国費率	支援制度
50%	都市再構築戦略事業
45%	国の重要政策に沿った都市再生整備計画事業
40%	都市再生整備計画事業

国費率を
高上げて
支援

体育施設の周辺（中心拠点区域内）の整備（地域交流センター、駅前広場、歩行者空間等の整備）に対し、都市再構築戦略事業により、国費率50%で支援（現行：都市再生整備計画事業により、国費率40%もしくは45%で支援（上表参考））

- コンパクトシティの推進等、国の重要政策に沿ったまちづくりに対し、引き続き、重点的な支援実施。
- 官民が連携した効率的な公共施設の整備や賑わい創出を推進するため、民間の資金やノウハウを積極的に活用する自治体に対するインセンティブ型の支援制度を創設。

■ 拡充内容

1

国の重要政策（下表）に合致した都市再生整備計画事業に対する国費率の嵩上げ特例措置（40%→45%）の延長

立地適正化計画	都市再生緊急整備地域	歴史的風致維持向上計画	低炭素まちづくり計画
2023年度 まで(5年間)		計画の認定・公表： 2020年度 まで <small>(社会資本整備重点計画の目標年度)</small> 事業着手：計画の 認定・公表 から 3年 以内	

2

民間の資金調達結果に応じ、国費割合を弾力的に変動できる仕組みを構築

＜現行＞ 民間の負担割合にかかわらず、国と自治体の負担割合は一定
 （原則） 国：自治体 = 40%：60%

＜拡充＞ 民間の負担割合が1 / 3を超える場合、**国費率を最大5%嵩上げ**
 例：民間が**50%負担**する場合 国：自治体 = (40%→) **45%**：(60%→) **55%**

○内閣府(地方創生推進事務局)と連携して、人口減少、地域経済縮小等の課題をかかえる地方において、都市構造の再構築と、地域の稼ぐ力の向上に積極的に取り組もうとする自治体を「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市として、32都市を選定。平成30年度からハード・ソフト両面から3年間重点的に支援する。

【モデル都市選定の狙い】

- ・地方再生のモデルとなる32都市を選定
 - ▶空き店舗対策、城下町の再生等にハード、ソフト両面から総合的な取組
 - ▶官民連携のもと、民の力を最大限引きだし、地域の「稼ぐ力」の再生する取組
- ・以下の支援メニューによる集中支援により、概ね3年以内に、目に見える形で都市の再生を達成

【支援メニュー】

- ・ハード:都市のコンパクト化、賑わい拠点形成、空き地再編 等
 社会資本整備総合交付金
 (都市再構築事業、都市公園・緑地等事業等)
- ・ソフト:地域ブランドの形成、プロモーション、起業支援 等
 地方創生推進交付金(内閣府)
 民間まちづくり活動促進・普及啓発事業
 UR都市機構による人・ノウハウの支援 等

【モデル都市(32都市)】

